

道志村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

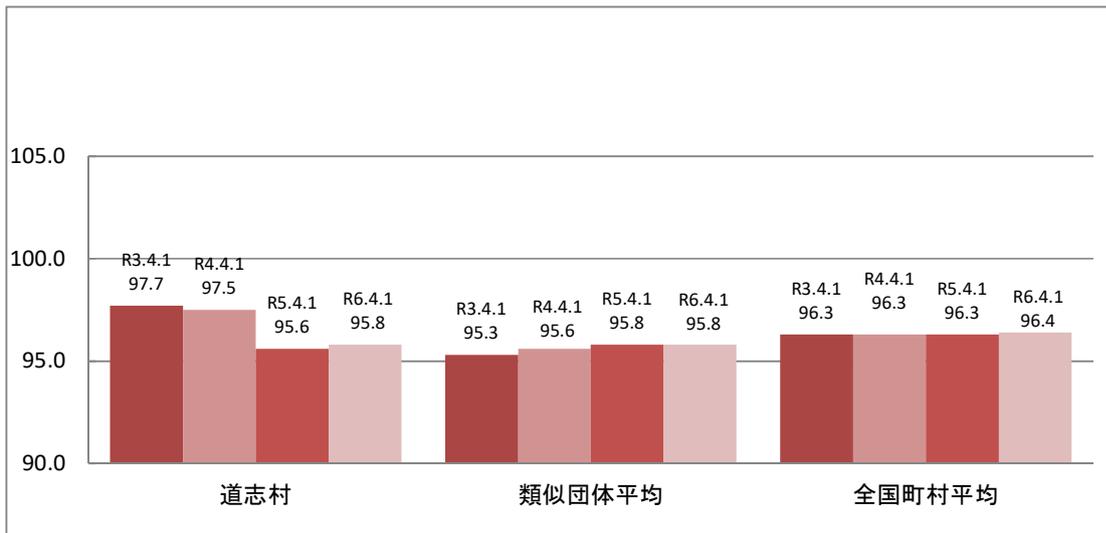
区分	住民基本台帳人口 令和6年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
5年度	人 1,545	千円 2,847,776	千円 53,025	千円 370,166	% 13.0	% 13.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均(I-1) 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
5年度	人 34	千円 108,259	千円 26,622	千円 41,944	千円 176,825	千円 5,201	千円 5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況 (※道志村は人事委員会を設置していません。)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
	-	-	-	-	-	-

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-	-

(注) 「民間支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

②地域手当の見直し

道志村では地域手当の制度はありません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
道志村	40.8 歳	283,400 円	457,300 円	387,542 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	302,599 円	348,683 円	327,516 円

②技能労務職 ……道志村では技能労務職を採用していません。

③教育職 ……道志村では教育職を採用していません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		道志村	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

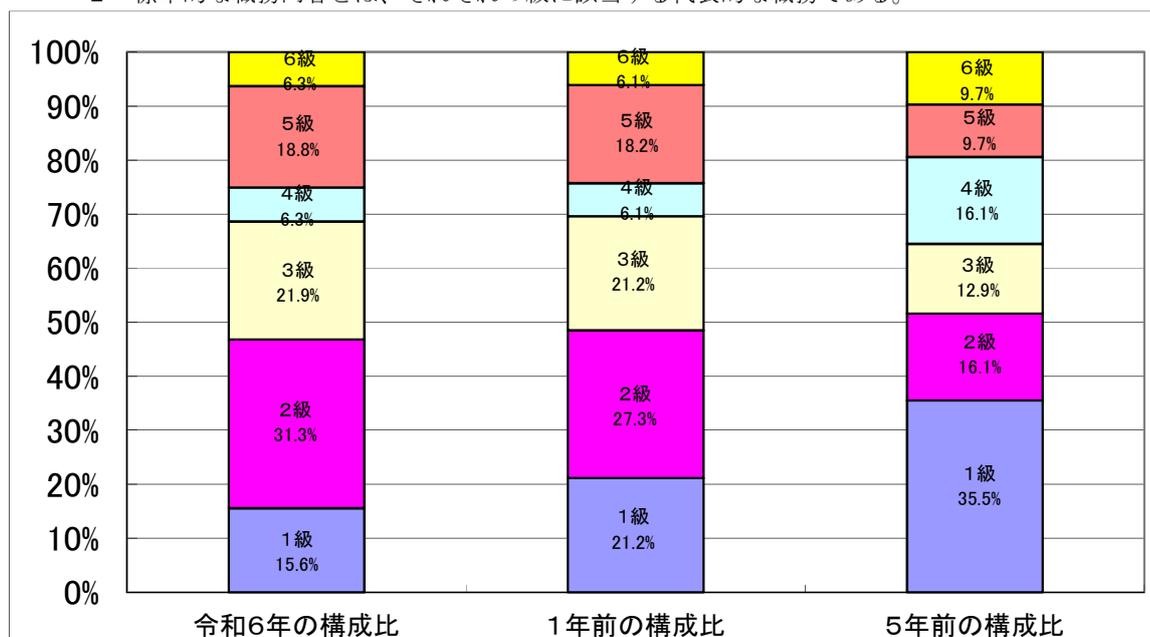
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,433 円	346,600 円	378,533 円	254,800 円
	高 校 卒	238,100 円	- 円	375,000 円	394,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

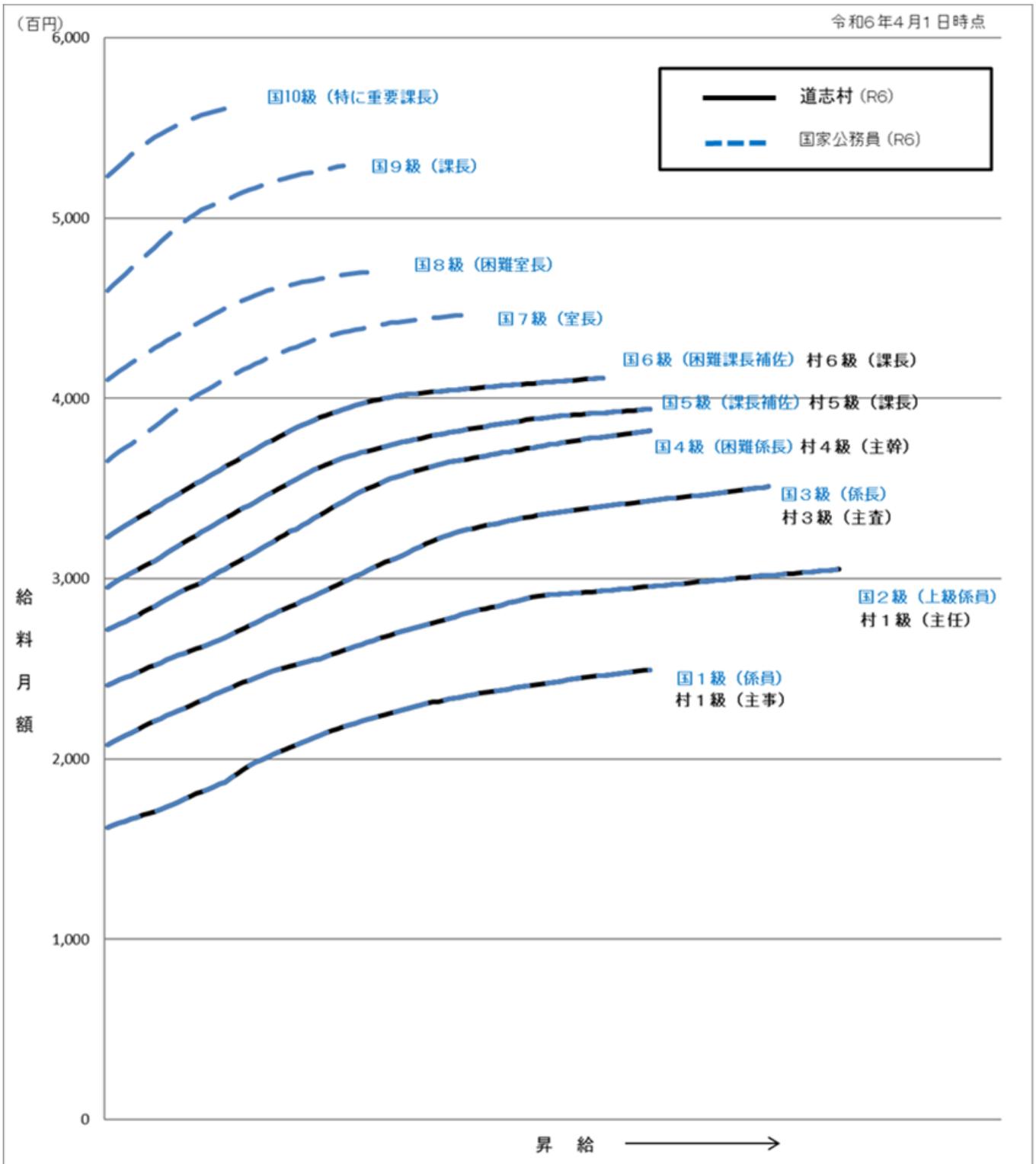
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	5 人	15.6 %	162,100 円	249,400 円
2級	主任	10 人	31.3 %	208,000 円	305,200 円
3級	係長・主査	7 人	21.9 %	240,900 円	351,000 円
4級	主幹	2 人	6.3 %	271,600 円	382,000 円
5級	課長・会計管理者・課長補佐・局長	6 人	18.8 %	295,400 円	394,000 円
6級	課長・会計管理者・局長	2 人	6.3 %	323,100 円	411,300 円

- (注) 1 道志村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

道志村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,298 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,636 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率	○		○	
標準、下位の成績率	○	○	○	○
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

道志村				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2~45%)				定年前早期退職特例措置(2~45%)			
1人当たり平均支給額		2,109 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 …… 支給実績なし

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		%		
手当の種類(手当数)		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(年度決算)	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	12,881 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	560 千円
支給実績(令和4年度決算)	10,376 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	624 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母に支給する。</p> <p>(月額)</p> <p>①配偶者 10,000円 ②子 10,000円 ③父母等 6,500円</p> <p>満16歳、年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算</p>	同	なし	2,250 千円	225,000 円
住居手当	<p>住宅等を借受け16,000円以上の家賃を支払っている職員に支給。</p> <p>○借家等</p> <p>・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円以上 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円</p>	同	なし	1,755 千円	351,000 円
通勤手当	<p>交通機関利用の場合、運賃相当額を限度額内で、自動車の場合、距離数に応じて支給。</p> <p>○通勤距離2km以上の職員に支給</p>	同	なし	2,732 千円	124,182 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給</p>	同	なし	3,240 千円	648,000 円
宿日直手当	<p>勤務1回につき、4,400円</p>	同	なし	1,703 千円	70,958 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	515,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(円)	840,000 円/	416,500 円
	副 村 長	415,000 円		
		(円)	705,000 円/	415,000 円
報 酬	議 長	160,000 円	395,000 円/ 160,000 円	
		(円)		
	副 議 長	140,000 円	310,000 円/ 140,000 円	
		(円)		
	議 員	130,000 円	290,000 円/ 130,000 円	
		(円)		
	村 長	(令和5年度支給割合)		
期 末 手 当	副 村 長	4.500	月分	
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	3.70	月分	
	議 員			
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	月額×支給率(0.42)×1期(12月×4年)		任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

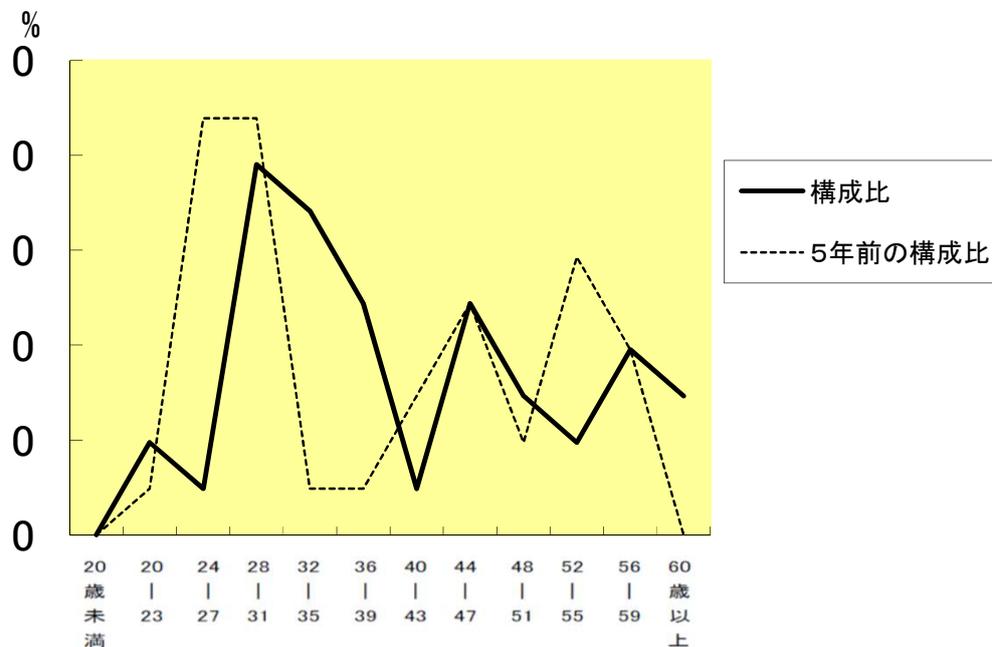
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	1	1	
		総務	12	11	
		税務	3	3	
		農林	2	2	
		商工	1	1	
土木		2	2		
民生		9	9		
衛生		1	1		
計	31	30			
	教育部門	3	3		
	小 計	34	33		
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	3	3		
	水道	3	3		
	その他	2	2		
	小 計	8	8		
合 計		42	41	-1	
		[52]	[52]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	1人	8人	7人	5人	1人	5人	3人	2人	4人	3人	41人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		31	31	31	29	31	30	-1 (6.90%)
教育		3	3	3	2	3	3	0 (0%)
普通会計		34	34	34	31	34	33	-1 (6.25%)
公営企業等会計		9	8	7	7	8	8	-1 (-11.1%)
総合計		43	42	41	38	42	41	-2 (2.4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(※道志村では地方公営企業法を全部適用する公営企業に該当する事業はありません。)